日本美容医療リスクマネジメント協会会員の皆様へ

日本美容医療リスクマネジメント協会
所得補償〔団体総合生活保険〕のご案内

団体割引 15%

病気や**ケガ**で**働けなくなり、その期間が免責期間**(*1)**を超えた場合**に、**最長1年保険金をお支払い**します(*2)。

POINT

1 業務上・業務外を問いません
業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気やケガで働けなくなった場合でも、保険金をお支払いします。

2 入院はもちろん自宅療養もカバー
治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、全く働けない場合(*2)に保険金をお支払いします。

3 精神障害による就業不能も補償します
<精神障害補償特約(所得補償用)セット>

4 「地震・噴火・津波による病気やケガによる就業不能」も補償します
<天災危険補償特約(所得補償用)セット>

5 団体割引15%を適用します

保険料例 43歳 | 月額保険金額：50万円(10口)

団体割引なし		団体割引あり
年間120,000円	▶	年間102,000円

18,000円もお得!

(*1)保険金をお支払いしない期間をいいます。
(*2)骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。詳細は裏面をご参照ください。

動画もご用意しています。こちらからご覧ください。

施術医の方はこちら ▶

開設者の方はこちら ▶

※ご加入をご希望の方は裏面の二次元コードからお申込みください。

裏面もご確認ください。

日本美容医療リスクマネジメント協会の所得補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間(*1)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします(*2)。

美容医療医師向プラン　団体割引15%			
加入年齢	1口あたりの保険料(月払)	加入年齢	1口あたりの保険料(月払)
20~24歳	400 円	50~54歳	1,160 円
25~29歳	460 円	55~59歳	1,230 円
30~34歳	560 円	60~64歳	1,280 円
35~39歳	690 円	65~69歳	1,930 円
40~44歳	850 円	70~74歳	2,600 円
45~49歳	1,000 円	75~79歳	3,980 円

■てん補期間(*3):1年　■免責期間(*1):4日
■引受対象年齢:満15歳以上(「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方は会員本人(*4)とそのご家族となります。
■月額保険金額:1口5万円(上限口数99口まで)(*5)

(*1)保険金をお支払いしない期間をいいます。
(*2)骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。
(*3)保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間
(*4)会員本人(ご加入者)とは、日本美容医療リスクマネジメント協会の正会員である個人の医師、および法人の代表となります。正会員とは、会員登録されている個人または法人をいいます。法人会員の施設に勤務する施術医(会費納入なし)は対象外です。

保険料計算例

Aさん　43歳　※月額50万円の補償をご希望される場合は、10口お申込みください。

年齢別の保険料		ご加入口数		ご加入の保険料
850 円	×	10 口	=	8,500 円

(*5)口数の決定方法:「平均月間所得額(*6)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。
(*6)加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得(*7)の平均月額をいいます。
(*7)「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。
※記載の保険料は基本級別1級(医師等の職種)の方を対象にしたものです。こちら以外のご職業については、取扱代理店にご照会ください。
※同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。
※団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

保険金のお支払い例　加入条件　■てん補期間 1年間　■免責期間 4日　■月額保険金額:5万円×10口(美容医療医師向プラン)

事故事例　**所定の精神障害を被り、1ヶ月間入院した。その後、6ヶ月間就業不能となった。**

50万円 × 1ヶ月 ＋ 50万円 × 6ヶ月　受取る保険金合計　**350万円**

※1ヶ月未満の就業不能期間が発生した場合は、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

※上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険期間

2025年3月1日午後4時～2026年3月1日午後4時の1年間

保険期間中の中途加入も受付中

お手続き完了日の翌月1日から2026年3月1日午後4時までの補償期間となります。

このご案内は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お申込みは
こちらから

【協会事務局】
一般社団法人
日本美容医療リスクマネジメント協会
(取扱代理店: JAM保険センター)
〒102-0083　東京都千代田区麹町1-6-6 プルミエ麹町ビル7F
TEL: 03-6380-4771　FAX: 03-6893-6500
0120-961-069　(平日: 10:00～16:00)
URL: https://www.biyouiryou.jp/hoken/kojin_syotoku.html

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
医療・福祉法人部
〒102-8014　東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4143 (平日9:00～17:00)

2024年11月作成　24TC-004832